

令和 7 年 4 月 1 7 日 開会

令和 7 年 4 月 日 閉会

令和 7 年第 3 回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第 1 号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について	P 1
承認第 1 号	令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 1 6 号）の専決処分の承認を 求めることについて	P 3
承認第 2 号	令和 6 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 5 号）の 専決処分の承認を求めることについて	P 1 5
承認第 3 号	江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること について	P 2 7
議案第 1 号	令和 7 年度江差町一般会計補正予算（第 1 号）について	P 3 5
議案第 2 号	委託契約の締結について	P 4 7

報告第 1 号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 4 月 17 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第 180 条第 1 項に規定する議会の委任による議決事件について、専決処分したので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年4月2日

江差町長 照井 誉之介

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

- (甲) 江差町長 照井 誉之介
- (乙) A氏

2 事案の概要

- (1) 令和7年3月8日、甲が管理する町道埠頭1号通り（江差町字中歌町194番地先）の集水枡グレーチング蓋の枠が腐食劣化により固定されておらず、乙の所有する車両が乗り上げた際に跳ね上がり、当該車両底部の燃料タンクに亀裂を生じさせたもの。
- (2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について甲の責任において損害賠償することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解の概要

- (1) 甲は、乙が被った損害60,693円について、賠償する義務があることを認め、甲の加入する全国町村会総合賠償補償保険により補修費等全額を支払うものとする。
- (2) 上記内容により、乙は甲に対し今後物件損害及びこれに伴う一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第 1 号

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 1 6 号）の専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 1 6 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 1 7 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

珠洲市災害支援寄附代理受入、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立及び江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立事業に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

江差町長 照井 誉之介

令和6年度江差町一般会計補正予算（第16号）

令和6年度江差町一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ10,177千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,715,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	珠洲市災害支援寄附代理受入事業	5,677				5,583	94	
総務費	企画費	江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立	1,500				1,500		
総務費	企画費	江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立	3,000				3,000		
計			10,177				10,083	94	

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11地 方 交 付 税		2,757,341	94	2,757,435
	1地 方 交 付 税	2,757,341	94	2,757,435
17寄 附 金		265,601	10,083	275,684
	1寄 附 金	265,601	10,083	275,684
合 計		6,704,825	10,177	6,715,002

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,563,608	10,177	1,573,785
	1総務管理費	1,506,093	10,177	1,516,270
合 計		6,704,825	10,177	6,715,002

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 1 地 方 交 付 税	2,757,341	94	2,757,435
1 7 寄 附 金	265,601	10,083	275,684
歳 入 合 計	6,704,825	10,177	6,715,002

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,563,608	10,177	1,573,785			10,083	94
歳出合計	6,704,825	10,177	6,715,002	0	0	10,083	94

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税	2,757,341	94	2,757,435
1 地方交付税	2,757,341	94	2,757,435
1 地方交付税	2,757,341	94	2,757,435
17 寄附金	265,601	10,083	275,684
1 寄附金	265,601	10,083	275,684
1 寄附金	265,601	10,083	275,684
歳 入 合 計	6,704,825	10,177	6,715,002

単位：千円

節		説	明
区	分		
1	地 方 交 付 税	94	普通交付税
1	寄 附 金	10,083	ふるさと応援寄附金（災害支援分）5,583 指定寄附金（北の江の島構想）3,000 企業版ふるさと納税1,500

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,563,608	10,177	1,573,785			10,083	94
1 総務管理費	1,506,093	10,177	1,516,270			10,083	94
6 企画費	558,230	10,177	568,407			10,083	94
歳 出 合 計	6,704,825	10,177	6,715,002	0	0	10,083	94

単位：千円

節		説明
区分	金額	
12 委託料	94	ふるさと納税受領証明書発送サービス
24 積立金	10,083	ふるさと応援基金積立（災害支援分） 5,583 かもめ島交流拠点づくり基金積立 3,000 企業版ふるさと納税地方創生基金積立 1,500

承認第 2 号

令和 6 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を
求めることについて

令和 6 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 1 7 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

財政調整基金積立金事業に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

江差町長 照井 誉之介

令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）

令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ34千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ774,663千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
基金積立金	財政調整基金積立金	財政調整基金積立金	34				34		
計			34				34		

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6財 産 収 入		30	34	64
	1財 産 運 用 収 入	30	34	64
合 計		774,629	34	774,663

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6基金積立金		30	34	64
	1基金積立金	30	34	64
合 計		774,629	34	774,663

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 財 産 収 入	30	34	64
歳 入 合 計	774,629	34	774,663

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6基金積立金	30	34	64			34	
歳出合計	774,629	34	774,663	0	0	34	0

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 財産収入	30	34	64
1 財産運用収入	30	34	64
1 利子及び配当金	30	34	64
歳 入 合 計	774,629	34	774,663

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 利 子 及 び 配 当 金	34	基金利子

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
6 基金積立金	30	34	64			34	
1 基金積立金	30	34	64			34	
1 財政調整基金 積立金	30	34	64			34	
歳 出 合 計	774,629	34	774,663	0	0	34	0

単位：千円

節		説明
区分	金額	
24 積立金	34	基金利子積立

承認第 3 号

江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町税条例（昭和 25 年条例第 21 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 17 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、江差町税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

江差町長 照井 誉之介

江差町税条例の一部を改正する条例

江差町税条例（昭和２５年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「によるものとする」を「第２条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「控除配偶者」を「控除対象配偶者」に、「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を、「第３４条の７第１項」の次に「（同項第２号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第６項において同じ。）に係る部分を除く。）」を加え、「寄附金税額控除」を「寄附金税額控除額」に改め、同条第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「所得を有する者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第６３条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの
の 年額 ２，０００円

第８９条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」

の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、「。)(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ)」を削る。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条中第27項を第28項とし、第26項を第27項とし、第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項各号列記以外の部分中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同項第2号及び第3号中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度

分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限り。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 1 号

令和 7 年度江差町一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度江差町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 7, 0 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 7 4 1, 0 8 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 4 月 1 7 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 7 年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要性が生じたことによる。

令和7年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	珠洲市災害支援寄附代理受入事業	5,583				5,583		
総務費	住民運動対策費	コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業)	1,500				1,500		
計			7,083				7,083		

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
17繰入金		639,165	5,583	644,748
	1基金繰入金	639,165	5,583	644,748
19諸収入		147,306	1,500	148,806
	6雑入	48,579	1,500	50,079
合 計		6,734,000	7,083	6,741,083

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,415,171	7,083	1,422,254
	1総務管理費	1,355,284	7,083	1,362,367
合 計		6,734,000	7,083	6,741,083

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 7 繰 入 金	639,165	5,583	644,748
1 9 諸 収 入	147,306	1,500	148,806
歳 入 合 計	6,734,000	7,083	6,741,083

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	1,415,171	7,083	1,422,254			7,083	
歳出合計	6,734,000	7,083	6,741,083	0	0	7,083	0

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 繰入金	639,165	5,583	644,748
1 基金繰入金	639,165	5,583	644,748
4 ふるさと応援基金繰入金	260,000	5,583	265,583
19 諸収入	147,306	1,500	148,806
6 雑入	48,579	1,500	50,079
1 雑入	48,579	1,500	50,079
歳 入 合 計	6,734,000	7,083	6,741,083

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 ふるさと応援基金繰入金	5,583	ふるさと応援基金繰入金（災害支援分）
2 雑入	1,500	コミュニティ助成（一般財団法人自治総合センター助成）

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,415,171	7,083	1,422,254			7,083	
1 総務管理費	1,355,284	7,083	1,362,367			7,083	
6 企画費	522,966	5,583	528,549			5,583	
8 住民運動対策費	5,565	1,500	7,065			1,500	
歳 出 合 計	6,734,000	7,083	6,741,083	0	0	7,083	0

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
25 寄 付 金	5,583	珠洲市災害支援寄附代理受入分
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,500	コミュニティ助成事業 地域防災組織育成助成事業

議案第 2 号

委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり委託業務の契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 7 年度防災情報伝達システム整備委託業務 |
| 2 業務場所 | 江差町全域 |
| 3 契約の方法 | 特命随意契約 |
| 4 契約の金額 | 460,350,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 北海道札幌市北区北 10 条西 3 丁目 9-2
株式会社 N T T データ北海道
代表取締役社長 植村 隆弘 |

令和 7 年 4 月 17 提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付すべき契約が、予定価格 50,000,000 円以上の委託業務の契約であるため。